

尼崎市簡易専用水道管理指導要綱

(この要綱の趣旨)

第1条 この要綱は、簡易専用水道の適正な管理を図るため、水道法（昭和32年法律第117号）、水道法施行令（昭和32年政令第336号）及び水道法施行規則（昭和32年厚生省令第45号）。以下「規則」という。に定めるもののほか、簡易専用水道設置者等が行うべき必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 簡易専用水道 水道法第3条第7項に規定する簡易専用水道をいう。
- (2) 簡易専用水道設置者等 簡易専用水道の設置者（2人以上の者が、共同して簡易専用水道を設置している場合は、その代表者）又は設置者以外に簡易専用水道の全部の管理について権原を有する者があるときは、当該権原を有する者をいう。

(給水開始の届出)

第3条 簡易専用水道設置者等は、簡易専用水道を使用して給水を開始したときは、簡易専用水道給水開始届（第1号様式）により所轄保健所長に届出なければならない。
2 簡易専用水道設置者等は、前項の届出の内容に変更（簡易専用水道を譲り受けた場合を含む）があったとき、又は簡易専用水道の使用を休止し、若しくは廃止したときは、簡易専用水道変更・休止・廃止届（第2号様式）により所轄保健所長に届出なければならない。

(帳簿書類の備付け)

第4条 簡易専用水道設置者等は、次に掲げる帳簿書類を備えておかなければならない。

- (1) 過去3年間において実施した規則第56条に規定する定期検査に関する帳簿書類
- (2) 簡易専用水道の設備の配置及び系統を明らかにした図面。
- (3) 受水槽の周囲の構造物の配置を明らかにする平面図。
- (4) 過去3年間において実施した水槽の清掃の記録。
- (5) その他の簡易専用水道の管理についての過去3年間の記録。

(報告)

第5条 簡易専用水道設置者等は、次の各号の一に該当するときはその旨を所轄保健所長に報告しなければならない。

- (1) 規則第55条第3号に規定する水質検査を実施したとき。
- (2) 規則第55条第4号に規定する給水停止の措置を行ったとき。
- (3) 給水の水質に関する事故が発生したとき。

2 前項第3号の報告は、簡易専用水道事故報告書（第3号様式）を提出して行うものとする。

附則

(施行期日)

この要綱は、昭和55年4月1日から実施する。

(経過措置)

この要綱の施行の際、現に簡易専用水道を使用して給水を開始している簡易専用水道設置者等は、昭和55年9月末日までに簡易専用水道給水開始届により、所轄保健所長に届出なければならない。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成8年12月20日から実施する。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成9年8月11日から実施する。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成11年12月5日から実施する。